

山梨県公報

号外第十六号

平成二十年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則	一
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	七
山梨県事務委任規則の一部を改正する規則	三〇

規 則

山梨県規則第二十二号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「知事政策室」を「知事政策局」に改める。

第七条第三項の表中、「福祉保健総務課」を「福祉保健指導室」に改め、

報政策課	情報産業振興室	「観光振興課	「情報
社保健総務課	監査指導室	に、	医 福
振興室	農政総務課	指導検査室	
室	県土整備総務課	美しい県土づくり推進室	
室	県土整備総務課	建設業対策室	
室	県土整備総務課	技術管理室	に改め

第九条中、「土木総務課」を「県土整備総務課」に改める。

第十条第二項中「企画部長」を「知事政策局長」に改める。
第十一条中「知事政策室長」を「知事政策局長」に、「企画部長」を「知事政策局長」に改める。

第十二条の二の見出しを「（知事政策局長等）」に改め、同条第一項中「知事政策室に知事政策室長」を「知事政策局に知事政策局長」に改め、同条第二項中「知事政策室」を「知事政策局」に改め、同条第三項及び第四項中「知事政策室長」を「知事政策局長」に、「知事政策室内」を「知事政策局内」に改め、同条第五項及び第六項中「知事政策室」を「知事政策局」に改める。

第十三条の三第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、産業立地室長を補佐し、並びに産業立地室内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

第十三条の三第一項の次に次の一項を加える。

2 産業立地室に必要に応じ、次長を置く。

第十六条第一項中「各部」を「各部等」に、「山梨県総合理工学研究机构」を「山梨県東京事務所」に、「山梨県広瀬・琴川ダム事務所」を「山梨県広瀬・琴川ダム総合理工学研究机构」に、「山梨県広瀬・琴川ダム事務所」を「山梨県広瀬・琴川ダム管理事務所」に、「山梨県金無川流域下水道事務所」を「山梨県流域下水道事務所」に、「山梨県桂川流域下水道事務所」を「山梨県流域下水道事務所」に、「山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第三十七号）」を「山梨県立看護大学設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第三十六号）」に、「山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第四十七号）」を「山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第四十七号）」に、「山梨県立看護大学設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第四十六号）」を「山梨県立看護大学設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第四十六号）」に改め、同条第四項及び第五項中「又は分場」を削る。

梨県条例第三十五号）に改め、同条第四項及び第五項中「又は分場」を削る。
第十六条の二第二項中「企画部長」を「知事政策局長」に改める。
第十八条第一項中「地域県民センター」を「東京事務所、地域県民センター」に改め、

「東京事務所、職員研修所、自動車税事務所」を削り、「障害者相談所」の下に、「精神保健福祉センター」を加え、「精神保健福祉センター、林務環境事務所」を「林務環境事務所」に改め、「農業大学校」の下に、「専門学校農業大学校」を加え、「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、「釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所」を「及び流域下水道事務所」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十三項を削り、第十四項を第十二項とし、第十五項から第十七項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十八項中、「畜産試験場及び酪農試験場」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「農業大学校」の下に「及び専門学校農業大学校」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「副所長」を削り、「教頭」の下に「副所長」を加え、同項を同条第十八項とする。

第十九条第一項中「及び徴収部長」を、「自動車税部長、徴収部長及び副徴収部長」に改め、「看護大学に事務局長、学部長、研究科長、学生部長、図書館長及び事務局長を、看護大学短期大学部に事務局長、短期大学部長、学生部長、図書館長及び事務局長次長を」を削り、同条第二項中「課税・管理部長」の下に、「自動車税部長」を加え、「短期大学部長」を削る。

第二十二条の見出しを「(支所長)」に改め、同条第一項中「ワインセンター」の下に、「総合農業技術センターの高冷地野菜・花き振興センター」を加え、「総合農業技術センター」の分場に分場長を削り、同条第二項中「及び分場長」を削り、「支所又は分場」を「高冷地野菜・花き振興センター又は支所」に改める。

第二十四条第二項中「企画部長」を「知事政策局長」に改める。
別表第一の一の表知事政策室の部中「知事政策室」を「知事政策局」に改め、同部秘書課の項に次の一号を加える。

四 東京事務所に関すること。
別表第一の一の表知事政策局の部広聴広報課の項に次のように加える。

行政改革推進課

- 一 行財政改革に関すること。
- 二 行政考査に関すること。
- 三 組織管理及び事務管理に関すること。
- 四 県の委員会、委員、警察本部及び企業局に係る知事の権限に属する事務に関すること(組織に関するものに限る。)
- 五 政策アセスメントに関すること。
- 六 県民の意見提出制度に関すること。
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関すること。

- 八 外部監査契約に関すること。
- 九 附属機関に関すること。

別表第一の一の表企画部の部新行政システム課の項を削る。

別表第一の一の表企画部の部情報政策課の項第三号中「汎用コンピュータの運用管理及び利用」を「ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備等の運用、管理及び支援」に改め、同項第六号を削る。

別表第一の一の表総務部の部人事課の項第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

別表第一の一の表総務部の部税務課の項第七号を削り、同項第六号中「及び自動車税事務所」を削り、同項を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 その他県税事務に関すること。

別表第一の一の表総務部の部管轄課の項を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部長寿社会課の項第八号中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による保健事業のうち機能訓練」を「介護保険審査会」に改め、同項第十号を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部国保援護課の項第一号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)」に改め、同項第三号中「及び国民健康保険団体連合会」を「国民健康保険団体連合会及び後期高齢者医療広域連合」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 その他後期高齢者医療に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部国保援護課の項に次の一号を加える。

十二 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第七号を削り、同項第八号中「障害者施策推進協議会」の下に、「精神保健福祉審議会」を加え、「(精神障害者介護給付費に係るものを除く。)」を削り、同項第十号とし、同項第六号中「障害者相談所」の下に、「精神保健福祉センター」を加え、「富士ふれあいセンター、青い鳥福祉センター(知的障害者更生施設に限る。)、梨の実寮、あさひワークホーム及び聴覚障害者情報センター」を「及び富士ふれあいセンター」に改め、同項を同項第九号とし、同項中第五号を第六号とし、同項の次に次の二号を加える。

七 障害児施設の調査に関すること。

八 自殺対策に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項中第四号を第五号とし、同項第三号中「発達障害者」の下に「及び高次脳機能障害者等」を加え、同項を同項第四号とし、

同項第二号の次に次の一号を加える。

三 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項に次の一号を加える。

十一 青い鳥福祉センター（知的障害者更生施設に限る。）（梨の実寮、あさひワーカーホーム及び聴覚障害者情報センターに関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部医務課の項第二号中、県立病院事業会計の予算経理」を「医療費適正化計画」に改め、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同項に次の一号を加える。

十七 臓器移植推進財団及びアイバンクに関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十八号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「悪性新生物登録」を「悪性新生物（医療を除く。）」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号中「精神保健福祉センター」を「健康管理事業団」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十一号を削る。

別表第一の一の表森林環境部の部循環型社会推進課の項中「循環型社会推進課」を「環境創造課」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 エネルギー対策に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部環境創造課の項に次の三号を加える。

九 環境影響評価に関すること。

十 環境影響評価等技術審議会に関すること。

十一 やまなし環境財団に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部大気水質保全課の項に次の一号を加える。

十三 温泉に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部環境整備課の項に次の一号を加える。

八 環境整備事業団に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部みどり自然課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「高山植物」を「希少野生動植物種」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項第八号中「緑化センター」を「緑化推進機構」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「環境影響評価等技術審議会」を「八ヶ岳自然ふれあいセンター及び緑化センター」に改め、同号を同項第七号とする。

別表第一の一の表商工労働部の部工業振興課の項中第六号を削り、第七号を第六号と

し、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項第五号中「通訳案内士の登録」を「地場産業振興センター」に改める。

別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削る。

別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項に次のように加える。

国際交流課	
一	国際協力の企画調整に関すること。
二	国際交流の企画調整に関すること。
三	多文化共生の推進に関すること。
四	国際観光の振興に関すること。
五	通訳案内士の登録に関すること。
六	海外移住に関すること。
七	パスポートセンターに関すること。
八	小佐野記念財団及び国際交流協会に関すること。
九	国際交流センターに関すること。

別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「及び農業大学校」を「農業大学校及び専門学校農業大学校」に改め、同号を同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 農業信用基金協会に関すること。

別表第一の一の表土木部の部中「土木部」を「県土整備部」に改め、同表土木総務課の項中「土木総務課」を「県土整備総務課」に改め、同項第一号中「土木部」を「県土整備部」に改め、同項第四号中「建設業」を「公共事業の評価」に改め、同項第五号中「建設統計」を「収用委員会」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、「釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所」を「及び流域下水道事務所」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号及び第十号を削る。

別表第一の一の表県土整備部の部建築指導課の項に次のように加える。

営繕課	
	県有建築物（県営住宅を除く。）の営繕に関すること。

別表第一の一の表県民生活課の項第十一号中「訪問販売、連鎖販売取引、特定継続的

役務提供及び業務提供誘引販売取引」を「特定商取引」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号から第三十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十八号の次に次の二号を加える。

- 二十九 交通安全対策会議に関する事。
- 三十 交通安全対策本部に関する事。

別表第一の二の表県民生活課の項第三十四号中「交通安全対策会議」を「ふるさと財団及び更生保護協会」に改め、同項第三十五号を削る。

別表第一の二の表生涯学習文化課の項中第九号を削り、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

- 七 国民文化祭の開催準備に関する事。
- 八 生涯学習審議会に関する事。
- 九 やまなみ文化基金及びやまなし文化学習協会に関する事。

別表第一の二の表国際課の項を削る。

別表第一の三の表産業立地推進課の項に次の一号を加える。

- 三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する事。

別表第一の四の表食の安全・食育推進室の項の前に次のように加える。

- 情報産業振興室
 - 一 情報通信産業の振興に関する事。
 - 二 情報通信関連企業等の立地に関する事。

別表第一の四の表監査指導室の項の次に次のように加える。

- 県立病院経営企画室
 - 一 県立病院事業会計の予算経理に関する事。
 - 二 県立病院事業に係る企画及び調査に関する事。
 - 三 中央病院及び北病院に関する事。

別表第一の四の表国際観光振興室の項を削る。

- 別表第一の四の表指導検査室の項の次に次のように加える。
 - 美しい県土づくり推進室
 - 一 美しい県土づくり推進の企画及び調整に関する事。
 - 二 景観対策に関する事(建築指導課の所掌に関するものを除く。)
 - 三 歴史文化公園に関する事。
 - 四 景観審議会に関する事。

建設業対策室	<ul style="list-style-type: none"> 一 建設業に関する事。 二 建設統計に関する事。 三 浄化槽工事業に関する事。 四 解体工事業に関する事。 五 建設工事紛争審査会に関する事。
--------	---

別表第三中北地域県民センターの項の前に次のように加える。

東京事務所	東京都
-------	-----

別表第三中北地域県民センターの項中「総務課を「県民課」に、「峡中総務第一課を「会計第三課」に改める。

別表第三峡東地域県民センターの項中「総務課を「県民課」に改める。

別表第三峡南地域県民センターの項中「総務課を「県民課」に、「西八代総務課を「会計第二課」に改める。

別表第三富士・東部地域県民センターの項を次のように改める。

富士・東部地域県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 県民課 会計第一課 会計第二課 	都留市
	吉田総務課	富士吉田市

別表第三バスポートセンターの項及び東京事務所の項を削る。

別表第三総合県税事務所の項を次のように改める。

総合県税事務所	課税・管理部 総務管理課	甲府市
---------	-----------------	-----

事業税課 不動産取得税 課 軽油引取税課 徴収部 徴収第一課 徴収第二課	
自動車税課 自動車税課	笛吹市

別表第三自動車税事務所の項を削る。
別表第三障害者相談所の項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター	甲府市
------------	-----

別表第三看護大学の項、看護大学短期大学部の項及び精神保健福祉センターの項を削る。

別表第三宝石美術専門学校の中
「総務課」を「総務・教務課」に改める。
「教務課」

別表第三工業技術センターの項中
「資源利用技術部」を「電子・材料技術部」に改める。
「電子技術部」

別表第三大阪事務所の項の次に次のように加える。

パスポートセンター	甲府市
-----------	-----

別表第三中北農務事務所の項及び岐阜農務事務所の項中
「農業農村支援課」を「農業農村整備課」に改める。

別表第三総合農業技術センターの項中
「総務課」を「総務課」に、「栽培部」を「栽培部」に、「調査部」を「調査部」に改める。
「花き振興部」

別表第三農業大学の項の次に次のように加える。

専門学校農業大学校	総務課 教務課 研修課	北杜市
-----------	-------------------	-----

別表第三岐阜建設事務所の項中
「河川砂防第一課」を「河川砂防管理課」に改める。
「河川砂防第二課」

別表第三岐阜建設事務所の項中
「道路第一課」を「道路課」に改める。
「道路第二課」
「河川砂防第一課」
「河川砂防第二課」

別表第三富士・東部建設事務所の項中
「道路第一課」を「道路課」に改める。
「道路第二課」

別表第三広瀬・琴川ダム事務所の項を次のように改める。

広瀬・琴川ダム管理事務所	広瀬ダム管理課 琴川ダム管理課	山梨市
--------------	--------------------	-----

別表第三釜無川流域下水道事務所の項中「釜無川流域下水道事務所」を「流域下水道事務所」に、「南巨摩郡増穂町」を「笛吹市」に改める。

別表第三桂川流域下水道事務所の項を削る。
「総務課」を「総務課」に改める。
「経営企画課」
「医事サービスク」

別表第五中「又は分場」を削り、同表五の項中「高冷地分場」を「高冷地野菜・花き振興センター」に改める。

別表第六地域県民センターの項の前に次のように加える。

東京事務所	一 各省庁等との連絡調整に関すること。 二 県行政に関する調査及び情報の収集に関すること。 三 その他知事の特命事項に関すること。
-------	---

別表第六パスポートセンターの項及び東京事務所の項を削る。

別表第六総合県税事務所の項第一号中「(自動車税及び自動車取得税を除く。第二号、第四号、第十号及び第十一号において同じ。)」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「手続」を「手続」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 県税に係る徴収金の証紙徴収に関すること。

別表第六自動車税事務所の項を削る。

別表第六県立大学の項第七号中「旧女子短期大学の学習状況」を「旧看護大学、旧女子短期大学、旧看護大学短期大学部及び旧高等看護学院の学習及び健康の状況」に改める。

別表第六保健所の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、同項第二十四号中「健康づくり事業」を「健康づくり」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号を第二十九号とし、同項第三十二号中「保健、医療及び」を削り、同号を同項第三十号とし、同項第三十三号を第三十一号とし、第三十四号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、第三十九号を第四十号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十七 自殺対策に関すること。

三十八 悪性新生物に関すること。

三十九 国民健康保険の保険者が行う特定健康診査及び特定保健指導の支援に関すること。

別表第六障害者相談所の項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 一 精神保健及び精神障害者の福祉の知識の普及並びに啓発に関すること。 二 精神保健及び精神障害者の福祉の調査研究に関すること。 三 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導並びに複雑困難な事例の処理に関すること。 四 精神通院医療公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関すること。 五 精神保健関係機関の職員の研究及び技術援助に関すること。 六 精神保健活動組織の育成援助に関すること。 七 自殺対策に関すること(専門性が高いもの及び広域的なものに限る。)
------------	--

八 精神医療審査会に関すること。

別表第六看護大学の項、看護大学短期大学部の項及び精神保健福祉センターの項を削る。

別表第六林務環境事務所の項第十一号を削り、同項第十二号中「高山植物」を「希少野生動植物種」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第四十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第六大阪事務所の項の次に次のように加える。

パスポートセンター
一 一般旅券の発給に関すること。
二 海外渡航に関すること。

別表第六総合農業技術センターの項第九号中「高冷地分場」を「高冷地野菜・花き振興センター」に改め、同項第十号を削る。

別表第六農業大学の項第三号から第五号までを削る。

別表第六農業大学の項の次に次のように加える。

専門学校農業大
学校
一 専門学校農業大学の運営に関すること。
二 学生の生活指導、職業指導及び就職のあつせんに関すること。
三 学生の表彰及び懲戒に関すること。
四 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。
五 奨学事務に関すること。
六 農業に係る講座等に関すること。

別表第六建設事務所の項第十七号及び第十八号中「釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所の分掌」を「流域下水道事務所の所掌」に改め、同項に次の一号を加える。

三十五 景観対策に関すること。

別表第六広瀬・琴川ダム事務所の項を次のように改める。

広瀬・琴川ダム 管理事務所	広瀬ダム及び琴川ダムの管理に関すること。
------------------	----------------------

別表第六釜無川流域下水道事務所の項中「釜無川流域下水道事務所」を「流域下水道

事務所」に改め、同項第一号中「釜無川流域下水道の」を「流域下水道の」に改め、同項第二号中「釜無川流域下水道事業計画区域内」を「流域下水道事業計画区域内」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

別表第六桂川流域下水道事務所の項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ下表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

知事政策室	知事政策局
企画部新行政システム課	知事政策局行政改革推進課
総務部営繕課	県土整備部営繕課
循環型社会推進課	環境創造課
土木部	県土整備部
土木総務課	県土整備総務課
企画部県民室国際課	観光部国際交流課
企画部県民室バスポートセンター	観光部バスポートセンター
総務部東京事務所	知事政策局東京事務所
自動車税事務所	総合県税事務所

広瀬・琴川ダム事務所	広瀬・琴川ダム管理事務所
釜無川流域下水道事務所	流域下水道事務所
桂川流域下水道事務所	

- 4 (山梨県浄化槽工事業業者登録簿閲覧規則の一部改正)
山梨県浄化槽工事業業者登録簿閲覧規則(昭和六十年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。
第二条中「土木部土木総務課内」を「県土整備部県土整備総務課内」に改める。
- 5 (山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正)
山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。
第七十二条第三項中「森林環境部みどり自然課」を「森林環境部環境創造課」に改める。
- 6 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十四年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「山梨県土木部土木総務課内」を「県土整備部県土整備総務課内」に改める。

山梨県規則第二十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条第六号中「看護大学、看護大学短期大学部」を削り、「第十八条第十四項」を「第十八条第十二項」に改め、同条第七号中「同条第四項に規定する副所長、同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に改め、「第十九条第一項に規定する」の下に「課税・管理部長、自動車税部長、徴収部長」を加え、同条

第八号中「県民室次長」という。)の下に、「組織規則第十三条の三第二項に規定する産業立地室の次長(以下「産業立地室次長」という。))を加え、「知事政策室長」を「知事政策局長」に改める。

第五条第二項中「企画部長」を「知事政策局長」に改め、同条第三項中「知事政策室の」を「知事政策局の」に、及び「広聴広報課」を「広聴広報課及び行政改革推進課」に、「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条第五項中「産業立地室長が」を「産業立地室長が、産業立地室の分掌に係る次長の共通専決事項であらかじめ部長の指定を受けたものについては産業立地室次長が、」に改め、同条第八項中「企画部長」を「知事政策局長」に改める。

第七条第三項中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条第八項中「産業立地室長」の下に「及び産業立地室次長」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 産業立地室の分掌に係る事項については、産業立地室長が不在で急施を要するとき
は、産業立地室次長がその事務を代決する。
第七条の二第一項中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、同条に次の一項を加える。

3 産業立地室の分掌に係る事項については、産業立地室次長が不在で急施を要するときは、産業立地室の主務課長がその事務を代決する。
第十条第一項中「第十八条第七項」を「第十八条第六項」に、「同条第十七項に規定する副所長、同条第十八項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に改める。

別表第一の二の項1及び三の項1中「及び県民室次長」を「、県民室次長及び産業立地室次長」に改め、同表四の項1中「県民室次長」の下に「、産業立地室次長」を加え、同表五の項1中「及び県民室次長」を「、県民室次長及び産業立地室次長」に改め、同表八の項1中「県民室次長」の下に「、産業立地室次長」を加える。

別表第二の一の表県民生活課の項第一号8中「組合の」の下に「、役員解任命令及び」を加え、同号中8を39とし、7を38とし、同号6中「生協」を「組合」に改め、同号中6を27とし、27の次に次のように加える。

28 第六十九条第一項の規定による組合の合併の認可			県民室長
29 第九十三条の規定による組合の業務及び会計の状況に関する報告の徴収			

30 第九十三条の二の規定による組合の一般的状況に関する報告の徴収

31 第九十三条の三第一項の規定による共済事業を行う組合に対する報告及び資料の提出の要求

32 第九十三条の三第二項の規定による共済事業を行う組合の子会社等に対する報告及び資料の提出の要求

33 第九十四条第一項から第五項までの規定による組合等の業務及び会計の状況の検査

34 第九十四条の二第一項の規定による定款及び規約に定められた事項並びに業務執行の方法の変更命令

35 第九十四条の二第二項の規定による改善計画の提出の要求及び変更命令並びに業務停止命令等

36 第九十四条の二第四項の規定による共済事業の規約を設定する場合等の認可の取消し

37 第九十四条の二第五項の規定による業務停止命令及び役員解任命令並びに共済事業及び貸付事業の規約を設定する場合等の認可の取消し

			県民室長
			県民室長
			県民室長
			県民室長

別表第二の一の表県民生活課の項第一号5中「生協」を「組合」に改め、同号5を同

号26とし、同号4中「第四十三条第四項」を「第四十条第五項」に、

「を」に改め、同号中4を9とし、9の次に次のように加える。

10	第四十条第六項の規定による貸付事業の規約を設定する場合等の認可			
11	第五十条の五の規定による共済事業の健全性の基準の設定			
12	第五十条の九第一項の規定による価格変動準備金の積立てをしないことの認可			
13	第五十条の九第二項の規定による価格変動準備金の取崩しの認可			
14	第五十条の十二第三項の規定による共済計理人に対する説明の要求及び意見の聴取			
15	第五十条の十三の規定による共済計理人の解任命令			県民室長
16	第五十三条の四第三項の規定による共済契約の契約条件の変更の申出の承認			県民室長
17	第五十三条の五の規定による共済契約の解約に係る業務停止命令等			県民室長
18	第五十三条の十第一項の規定による共済調査人の選任			
19	第五十三条の十第一項の規定による調査事項及び報告期限の設定			
20	第五十三条の十第三項の規定による共済調査人の解任			
21	第五十三条の十第四項において準用する民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十一条第一項の規定による共済調査人の報酬の決定			

22	第五十三条の十三第一項の規定による契約条件の変更の承認				県民室長
23	第五十三条の十七第二項（第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による議決権の保有の承認				
24	第五十七条第一項の規定による組合の設立の認可				県民室長
25	第五十七条第二項（第六十二条第三項及び第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出の要求				

別表第二の一の表県民生活課の項第一号3中「第四十三条第三項」を「第四十条第四項」に、「生協」を「組合」に、

「」を「」に改め、同号3を同号8とし、同号2中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に、をに改め、同号2を3とし、3の次に次のように加える。

4	第十二条の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第五号）第三百五条の規定による共済代理店に対する報告の徴収及び立入検査				
5	第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百六条の規定による共済代理店に対する業務改善命令				県民室長
6	第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百七条第一項の規定による共済契約の募集の停止命令				県民室長

<p>二 山梨県立 青少年セン ター設置及 び管理条例 (昭和四十 五年山梨県 条例第二十 九号)の施 行に関する</p>	<p>1 第六条第二項の規定による休館 日の変更の承認</p> <p>2 第七条第三項の規定による利用 時間の変更の承認</p> <p>3 第十条第二項の規定による利用 料金の額の承認</p>	<p>13 第十四条の二第一項の規定によ る営業所に対する立入調査及び資 料の提出の要求並びに質問</p>	<p>12 第七条第二項の規定による山梨 県社会福祉審議会への諮問</p>	<p>11 第七条第一項の規定による有害 広告物の広告主及び管理者に対す る措置命令</p>	<p>10 第六条第七項の規定による有害 興行の指定の取消し</p>	<p>9 第六条第三項の規定による有害 興行の指定</p>	<p>8 第五条の八第一項の規定による 自動販売機等の撤去の命令</p>	<p>7 第五条の六第四項の規定による 自動販売機等登録簿の作成及び抹 消</p>
				県民室長	県民室長	県民室長	県民室長	

<p>別表第二の二の表消防防災課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の 号を加える。</p> <p>十三 山梨県 立防災安全 センター設 置及び管理</p>	<p>1 第七条第二項の規定による休館日の変 更の承認</p>	<p>2 第八条の規定による開館時間の変更の</p>	<p>4 第十七条の規定による育児短時間勤務 の例による短時間勤務の決定</p>	<p>3 第十条第三項(第十一条第二項におい て準用する場合を含む。)の規定による 育児短時間勤務等の承認</p>	<p>2 第五条第二項(第十二条において準用 する場合を含む。)の規定による育児休 業等の承認の取消し</p>	<p>1 第二条第三項(第三条第三項において 準用する場合を含む。)の規定による育 児休業等の承認</p>	<p>3 第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承 認</p>	<p>別表第二の二の表国際課の項を削る。 別表第二の二の表人事課の項第一号2中「派遣研修、」を削り、「及び補職」を「補 職、研修及び自己啓発等休業」に改め、同号中4を5とし、3を4とし、2の次に次の 号を加える。</p> <p>事務</p>
---	-------------------------------------	----------------------------	--	---	---	---	---	--

条例（昭和五十七年山梨県条例第三号）の施行に関する事務	承認 3 第十一条の規定による資料の展示の承認				
-----------------------------	----------------------------	--	--	--	--

別表第二の三の表福祉保健総務課の項第三号中19を20とし、11から18までを12から19までとし、10の次に次のように加える。

11 第七十条の規定による報告の徴収及び立入検査					
--------------------------	--	--	--	--	--

別表第二の三の表福祉保健総務課の項に次の一号を加える。

四 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第四号）の施行に関する事務	1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認 2 第十条第二項の規定による利用料金の額の承認				
---	--	--	--	--	--

別表第二の三の表長寿社会課の項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「3」を「2」に改め、同号5中「5」を「4」に改め、同号26中「26」を「25」に改め、同号29中「29」を「28」に改め、同号31中「31」を「30」に改め、同号33中「33」を「32」に改め、同号35中「35」を「34」に改め、同号37中「37」を「36」に改め、同号41中「41」を「40」に改め、同号74中「74」を「73」に改め、同号76中「76」を「75」に改め、同号78中「78」を「77」に改め、同号80中「80」を「79」に改め、同号82中「82」を「81」に改め、同号84中「84」を「83」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第二号）の施行に関する事務	1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認 2 第七条の規定による利用時間の変更の承認				
---	--	--	--	--	--

別表第二の三の表国保援護課の項に次の一号を加える。

十二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関する事務	1 第四十四条第四項の規定による滞納処分 2 第六十一条第一項の規定による医師等に対する報告の徴収 3 第六十一条第二項の規定による被保険者等に対する報告の徴収 4 第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関等及び保険医等の指導 5 第七十条第二項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による後期高齢者医療診療報酬の額の認可				
---	---	--	--	--	--

<p>七 山梨県立 愛宕山こども の国設置</p> <p>1 第七条第二項の規定による利用時間の 変更の承認</p>	6 第七十二条第一項(第七十四条第十項、 第七十五条第七項、第七十六条第六項及 び第八十二条第二項において準用する場 合を含む。)の規定による保険医療機関 等に対する報告の徴収及び立入検査				
	7 第八十条の規定による指定訪問看護事 業者等に対する指導				
	8 第八十一条第一項の規定による指定訪 問看護事業者等に対する報告の徴収及び 立入検査				
	9 第三十二条第二項の規定による山梨 県後期高齢者医療広域連合の協議に対す る承認				
	10 第三十四条第一項の規定による山梨 県後期高齢者医療広域連合及び市町村に 対する報告の徴収及び立入検査				
	11 第三十四条第二項の規定による保険 者に対する報告の徴収及び立入検査				
	12 第五十二条第一項の規定による支払 基金等に対する報告の徴収及び立入検査				

別表第二の三の表児童家庭課の項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

<p>八 山梨県立 少年自然の 家設置及び 管理条例昭 和四十八年 山梨県条例 第十号)の 施行に關す る事務(山 梨県立愛宕 山少年自然 の家に係る ものに限る。)</p>	<p>九 児童虐待 の防止等に 關する法律 (平成十二 年法律第八 十二号)の 施行に關す る事務</p>	2 第十条第二項の規定による利用料金の 額の承認			
		3 第十四条第一項の規定による行為の許 可及び変更の許可			
		4 第十五条の規定による利用の制限			
		1 第十一条第三項の規定による保護者に 対する勧告			児童相談 所長
2 第十二条の四第一項の規定による保護 者の児童へのつきまとい等の禁止命令					
3 第十二条の四第二項の規定によるつき まとい等の禁止命令の期間の更新					
4 第十二条の四第六項の規定による禁止 命令の取消し					

別表第二の三の表障害福祉課の項第十七号2から10までの規定中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号中27を32とし、26を31とし、同号25中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号25を同号30とし、同号24中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号24を同号29とし、同号23中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号23を同号28とし、同号22中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号22を同号27とし、同号21中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号21を同号26とし、同号20中「精神障害者」を「更生医療及び精神通院医療」に、「を削く」を「に限る」に改め、同号20を同号25とし、同号19中「精神障害者」を「更生医療及び精神通院医療」に、「を削く」を「に限る」に改め、同号19を同号24とし、同号18中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号18を同号23とし、同号17中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号15を同号20とし、同号14中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号14を同号19とし、同号13中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号13を同号18とし、同号12中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号12を同号17とし、同号11中「(精神障害者に係るものを除く。)」を削り、同号11を同号16とし、同号10の次に次のように加え、同号を同項第十九号とする。

11 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る支給認定				精神保健福祉センター所長
12 第五十四条第一項の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の選定				精神保健福祉センター所長
13 第五十四条第三項の規定による精神通院医療に係る医療受給者証の交付				精神保健福祉センター所長
14 第五十七条第一項の規定による精神通院医療に係る支給認定の取消し				精神保健福祉センター所長

15 第五十七条第二項の規定による精神通院医療に係る医療受給者証の返還の請求

別表第二の三の表障害福祉課の項第十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

17 山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第一号)の施行に関する事務	1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認	2 第七条の規定による利用時間の変更の承認						精神保健福祉センター所長
---	-------------------------	-----------------------	--	--	--	--	--	--------------

別表第二の三の表障害福祉課の項第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 第二十七条第一項及び第二項の規定に	5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の施行に関する事務	1 第十九条の四第二項の規定による指定	2 第十九条の八の規定による指定病院の指定	3 第十九条の九第一項の規定による指定病院の指定の取消し	4 第二十二条の四第四項の規定による精神科病院の認定			
---------------------	--	---------------------	-----------------------	------------------------------	----------------------------	--	--	--

害の状態の認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付		福祉セン ター所長
28 第四十五条第四項の規定による精神障害の状態の認定		精神保健 福祉セン ター所長
29 第四十五条の二第三項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の命令		精神保健 福祉セン ター所長

別表第二の三の表医務課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務	1 第九条第四項の規定による関係市町村への協議	
	2 附則第三条第一項の規定による厚生労働大臣への協議	

別表第二の三の表医務課の項第十三号及び第十四号を削り、同表衛生薬務課の項第三十号中60を70とし、59を64とし、64の次に次のように加える。

65 第七十六条の六第一項の規定による指定薬物である疑いがある物品を製造する者等に対する検査の命令		
66 第七十六条の六第二項の規定による指定薬物である疑いがある物品を製造する者等に対する製造等の禁止命令		
67 第七十六条の七第一項の規定による指定薬物を取り扱う者に対する廃棄の命令等		
68 第七十六条の七第二項の規定による指定薬物の廃棄等		

69 第七十六条の八第一項の規定による指定薬物を製造する者等に対する報告の徴収及び立入検査		保健所長
---	--	------

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中58を63とし、53から57までを58から62までとし、同号52中「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項」に改め、同号52を同号57とし、同号51中「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項」に改め、同号51を同号56とし、同号50中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改め、同号50を同号55とし、同号49中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改め、同号49を同号54とし、同号中48を52とし、52の次に次のように加える。

53 第七十二条の三の規定による薬局開設者に対する報告の命令等		保健所長
---------------------------------	--	------

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中47を51とし、30から46までを34から50までとし、29を31とし、31の次に次のように加える。

32 第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験の実施		
33 第三十六条の四第二項の規定による販売従事者の登録		

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中28を30とし、4から27までを6から29までとし、3の次に次のように加える。

4 第八条の二第四項の規定による市町村等に対する薬局に関する情報の提供の要求		保健所長
5 第八条の二第五項の規定による薬局開設者の報告事項の公表		保健所長

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十二号に次のように加える。

3	第百五十九条の十第四項の規定による販売従事登録の 消除				
4	第百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録 証の書換え交付				
5	第百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録 証の再交付				

別表第二の三の表健康増進課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中1から10までを削り、11を1とし、12を削り、13を2とし、14を削り、15を3とし、16を削り、17を4とし、18を削り、19を5とし、20から27までを削り、同号28中「精神障害者」を「育成医療」に改め、同号28を同号6とし、同号29中「精神障害者」を「育成医療」に改め、同号29を同号7とし、同号30から34までを削り、同項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。別表第二の四の表循環型社会推進課の項を次のように改める。

環境 創造 課	一 山梨県空 き缶等の散 乱防止に関 する条例昭 和五十九年 山梨県条例 第五号)の 施行に關す る事務	1 第九条第一項の規定による空き 缶等散乱防止基本方針の策定	2 第十一条の規定による空き缶等 の散乱防止協定の締結	3 第十二条の規定による事業者、 占有者等に対する助言及び指導 する事務	4 第十三条第一項の規定による空 き缶等の散乱防止重点地域の指定 する事務	5 第十三条第五項の規定による空 き缶等の散乱防止重点地域にお ける事業者、占有者等に対する措 置の勧告

二 環境影響 評価法(平 成九年法律 第八十一号) の施行に關 する事務	1 第四条第二項の規定による第二 種事業の判定に係る意見の申述	2 第十条第一項の規定による方法 書についての意見の申述	3 第十七条第三項の規定による説 明会の開催に係る意見の申述	4 第二十条第一項の規定による準 備書についての意見の申述	三 山梨県環 境影響評価 条例(平成 十年山梨県 条例第一号) の施行に關 する事務	1 第六条第二項の規定による市町 村長の意見の聴取	2 第六条第三項の規定による第三 分類事業の判定	3 第十二条第一項の規定による方 法書について意見を求めるための 公聴会の開催	4 第十三条第一項の規定による方 法書についての意見の申述	5 第十四条第一項の規定による環 境影響評価の項目等の選定に係る 技術的な助言	6 第十八条第三項の規定による説 明会の開催に係る意見の申述	7 第二十二條第一項の規定による

16	第五十一条の規定による事業者	15	第五十条第二項の規定による必要な措置についての勧告に従わなかつた事業者の公表	14	第五十条第一項の規定による事業者に対する必要な措置についての勧告	13	第四十九条第一項の規定による事業者からの報告の徴収及び立入調査	12	第四十二条第一項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申述	11	第三十三条第二項の規定による免許等を行う者への適正な配慮の要請	10	第三十二条第四項の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の要請	9	第二十五条第一項の規定による評価書についての意見の申述	8	第二十三条第一項の規定による準備書についての意見の申述		準備書について意見を求めるための公聴会の開催

<p>別表第二の四の表大気水質保全課の項中第十四号を第十五号とし、第一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。</p>																			
<p>一 温泉法昭和二十三年法律第百二十五号（の施行に関する事務</p>																			
8	第十条（第十一条第一項において準用	7	第九条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対する公益上の措置命令	6	第九条第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し	5	第七条第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による温泉掘削の許可を受けた者の相続の承認合併又は分割の承認	4	第六条第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による温泉掘削の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認	3	第五条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の更新	2	第三条第三項の規定による温泉掘削の許可に係る協議	1	第三条第一項の規定による温泉掘削の許可				

に対する実地調査への協力の要請

18	第十八条第五項の規定による揭示内容			林務環境事務所長
17	第十七条第一項の規定による温泉利用の許可を受けた者の相続の承認			林務環境事務所長
16	第十六条第一項の規定による温泉利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認			林務環境事務所長
15	第十五条第一項の規定による温泉利用の許可			林務環境事務所長
14	第十四条第二項の規定による温泉ゆう出目的以外の掘削に対する措置命令に係る協議			
13	第十四条第一項の規定による温泉ゆう出目的以外の掘削に対する措置命令			
12	第十三条第一項の規定による温泉掘削等に当たつて隣接都府県に影響がある場合の協議			
11	第十二条第二項の規定による温泉採取の制限に係る協議			
10	第十二条第一項の規定による温泉採取の制限の命令			
9	第十一条第一項の規定による増掘及び動力装置の許可			
する場合を含む。()の規定による原状回復命令				

28	第三十五条第一項の規定による立入検査			林務環境事務所長
27	第三十四条第一項の規定による温泉ゆう出量等の報告の徴収			林務環境事務所長
26	第三十二条の規定による温泉掘削の許可等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取			
25	第三十一条第二項の規定による温泉利用制限及び危害予防措置の命令			林務環境事務所長
24	第三十一条第一項の規定による温泉利用許可の取消し			林務環境事務所長
23	第三十条の規定による温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域における改善の指示			
22	第二十八条第一項の規定による登録分析機関に対する報告の徴収及び立入検査			
21	第二十五条の規定による登録分析機関の登録の取消し			
20	第二十一条の規定による登録分析機関の登録の抹消			
19	第十九条第一項の規定による分析施設の登録			
の変更の命令				
				事務所長

別表第二の四の表みどり自然課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を次のように改める。

五 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条 例（平成六年山梨県条例第二十四号）の施行 に関する事務	1 第七条第二項の規定による休館日の変更の承認				
	2 第八条第二項の規定による開館時間の変更の承認				
	3 第十一条第一項の規定による行為の許可及び変更の許可				
	4 第十二条の規定による許可の取消し及び行為の中止命令等				

別表第二の四の表みどり自然課の項中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同項第八号76中「71」を「77」に改め、同号79中「74」を「80」に改め、同号81中「76」を「82」に改め、同号83中「78」を「84」に改め、同号85中「80」を「86」に改め、同号87中「82」を「88」に改め、同号89中「84」を「90」に改め、同号91中「86」を「92」に改め、同号97中「92」を「98」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 山梨県緑化センター設置及び管理条 例（平成十七年山梨県条例第七号）の施行に関する事務	1 第六条第二項の規定による休園日の変更の承認				
	2 第七条の規定による開園時間の変更の承認				
	3 第十条第一項の規定による行為の許可及び変更の許可				
	4 第十一条の規定による許可の取消し及び行為の中止命令等				

七 山梨県稀少野生動植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号）の施行に関する事務

1 第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による稀少野生動植物種保護基本方針の策定等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取					
2 第八条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による指定稀少野生動植物種等の指定等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取					
3 第八条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による指定稀少野生動植物種等の指定等に係る公聴会の開催					
4 第十条の規定による指定稀少野生動植物種の個体の所有者等に対する助言及び指導					
5 第十三条第一項の規定による指定稀少野生動植物種の個体の捕獲等の許可					
6 第十三条第五項の規定による許可証の交付					
7 第十三条第六項の規定による従事者証の交付					
8 第十三条第七項の規定による許可証及び従事者証の再交付					
9 第十四条第一項の規定による飼養栽培施設の改善命令等					

<p>10 第十四条第二項の規定による指定希少野生動植物種の個体の捕獲等の許可の取消し</p>	<p>11 第十五条第一項の規定による個体の捕獲等の許可を受けている者に対する報告の徴収及び立入検査</p>	<p>12 第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による特定希少野生動植物種事業届出済証の交付</p>	<p>13 第十八条第一項の規定による特定希少野生動植物種事業を行う者に対する指示</p>	<p>14 第十八条第二項の規定による特定希少野生動植物種事業を行う者に対する業務停止命令</p>	<p>15 第十九条第一項の規定による特定希少野生動植物種事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査</p>	<p>16 第二十一条の規定による土地の所有者等に対する助言及び指導</p>	<p>17 第二十二条第三項（同条第十項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による生息地等保護区の指定等に係る山梨県環境保全審議会及び関係市町村の意見の聴取</p>	<p>18 第二十二条第六項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>による生息地等保護区等の指定に係る公聴会の開催</p>	<p>19 第二十三条第四項の規定による管理地区の区域内における行為の許可</p>	<p>20 第二十四条第四項第三号の規定による立入制限地区の区域内の立入りの許可</p>	<p>21 第二十五条第二項の規定による監視地区の区域内における届出をした者に対する禁止命令等</p>	<p>22 第二十六条第一項の規定による管理地区等の区域内における行為者に対する指示</p>	<p>23 第二十六条第二項の規定による違反した者に対する原状回復命令等</p>	<p>24 第二十七条第一項の規定による管理地区等の区域内における行為者に対する報告の徴収</p>	<p>25 第二十七条第二項の規定による管理地区等の区域内における行為者に対する立入検査</p>	<p>26 第二十八条第一項の規定による実地調査</p>	<p>27 第二十八条第二項の規定による土地の所有者等に対する意見陳述の機会の付与</p>	<p>林務環境事務所長</p>	<p>林務環境事務所長</p>				<p>林務環境事務所長</p>			
---	--	---	---	---	--	--	--	---	--------------------------------	---	--	---	--	--	---	--	------------------------------	---	-----------------	-----------------	--	--	--	-----------------	--	--	--

28 第二十九条第三項の規定による補償額の決定	29 第三十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による保護管理事業計画の策定等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取	30 第三十一条第二項の規定による国又は県以外の地方公共団体が行う保護管理事業についての確認	31 第三十一条第三項の規定による国又は地方公共団体以外の者が行う保護管理事業についての認定	32 第三十二条第四項の規定による認定を受けて保護管理事業を行う者に対する報告の要求	33 第三十二条第二項の規定による確認又は認定の取消し	34 第三十三条第三項の規定による認定の取消し	35 第三十九条第一項の規定による希少野生動植物種保護専門員の委嘱
-------------------------	--	--	--	--	-----------------------------	-------------------------	-----------------------------------

別表第二の四の表県有林課の項第七号中4を6とし、3を5とし、2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第七条の規定による利用の禁止及び制限	峡東林務 環境事務
----------------------	--------------

3 第八条の規定による許可の取消し及び行為の中止命令等	峡東林務 環境事務 所長
4 第十二条の規定による利用の停止及び制限	中北林務 環境事務 所長
6 第十八条の規定による利用の制限	中北林務 環境事務 所長
11 第五十八条の四の規定による共済事業の健全性の基準の設定	
6 第九条の七の五第二項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百七条第一項の規定による共済代理店に対する共済契約の募集の停止命令	

別表第二の五の表商工総務課の項第一号中6を9とし、5を8とし、4を7とし、3を5とし、5の次に次のように加える。

別表第二の五の表商工総務課の項第一号中19を23とし、8から18までを12から22までとし、7を10とし、10の次に次のように加える。

別表第二の五の表商工総務課の項第一号2中、「平成七年法律第百五号」を削り、同号中2を4とし、1の次に次のように加える。

2	第九条の六の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可			
3	第九条の六の二第四項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更及び廃止の認可			

別表第二の五の表商工総務課の項第一号に次のように加える。

24	第百六条の二第一項の規定による定款、規約、共済規程及び火災共済規程並びに業務執行の方法の変更命令			
25	第百六条の二第二項の規定による改善計画の提出の要求及び変更命令並びに業務停止命令等			

別表第二の五の表商業振興金融課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第十七号）の施行に関する事務	1	第六条の規定による休館日の変更の承認			
	2	第七条第二項の規定による利用時間の変更の承認			
	3	第十条第二項の規定による利用料金の額の承認			

別表第二の五の表工業振興課の項第三号2中、「第四条の二第一項」を、「第五条第一項」に改め、同号3中、「第四条の二第三項」を、「第五条第三項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同項第九号1中、「第二十一条第一項」を、「第三十一条第一項」

に改め、同号2中、「第二十三条第一項」を、「第三十二条第一項」に改め、同号3中、「第二十三条第二項」を、「第三十二条第二項」に、「認定取消し」を、「認定の取消し」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同表産業立地推進課の項を次のように改める。

産業立地推進課	一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の施行に関する事務	1	第九条第一項及び第二項の規定による届出事項についての勧告			産業立地室長	
		2	第十一条第二項の規定による実施制限期間の短縮の認定				
	二 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する事務	1	第十四条第三項の規定による企業立地計画の承認				産業立地室長
		2	第十五条第一項の規定による企業立地計画の変更の承認				
		3	第十五条第二項の規定による企業立地計画の承認の取消し				産業立地室長
		4	第十六条第三項の規定による事業高度化計画の承認				産業立地室長
5	第十七条第一項の規定による事業高度化計画の変更の承認						
6	第十七条第二項の規定による事業高度化計画の承認の取消し				産業立地室長		

別表第二の六の表観光振興課の項を次のように改める。

観光振興	山梨県立地域産業振興セ	1	第六条第二項の規定による休館日の変更の承認			
------	-------------	---	-----------------------	--	--	--

課	センター設置及び管理條例平成五年山梨県条例(第二号)	2 第七条の規定による利用時間の変更の承認	3 第九条第二項の規定による利用料金の額の承認

別表第二の六の表観光資源課の項中第三号及び第四号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第二号の前に次の一号を加える。

一 山梨県立富士ビジュアルセンター	1 第七条第二項の規定による休館日の変更の承認	2 第八条第二項の規定による開館時間の変更の承認	3 第十条の規定による展示の委託の承認の施行に関する事務

別表第二の六の表に次のよつに加える。

国際交流課	一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の施行に関する事務	1 第十八条の規定による通訳案内士の登録	2 第二十一条第一項の規定による通訳案内士の登録の拒否	3 第二十二条の規定による通訳案内士登録証の交付	4 第二十三条第二項の規定による通訳案内士登録証の訂正

二 旅券法昭和二十六年法律第二百六十七号)の施行に関する事務	1 第五条の規定による一般旅券の作成	2 第八条第一項(第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)及び第一項の規定による一般旅券の交付	3 第九条第一項の規定による旅券への渡航先の追加記載	5 第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付	6 第二十五条第一項第一号及び第二号の規定による通訳案内士の登録の抹消	7 第二十五条第一項第三号及び第四号の規定による通訳案内士の登録の抹消	8 第二十六条の規定による通訳案内士の登録の抹消	9 第三十三条第一項の規定による業務の禁止等の処分	10 第三十四条の規定による通訳案内士に対する報告の徴収
	パスポートセンター 所長	パスポートセンター 所長	パスポートセンター 所長						

		三 山梨県立国際交流センター設置及び管理条 例(平成二 年山梨県条 例第二十三 号)の施行 に関する事 務			
4	第十条第一項及び第三項の規定による一般旅券の記載事項の訂正	5	第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補	1	第三条の規定による宿泊施設の利用の許可
				2	第四条の規定による宿泊施設の利用の許可の取消し及び利用の制限等
				3	第八条第二項の規定による休館日の変更の承認
				4	第九条の規定による利用時間の変更の承認
				5	第十二条第三項の規定による使用料の減免

別表第二の七の表農政総務課の項第一号中1から5までを削り、同号6中「及び第三項」を削り、同号6を同号1とし、同号1の次に次のように加える。

2	第十一条第三項の規定による信用事業規程の変更及び廃止の承認				
---	-------------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表農政総務課の項第二号中7を3とし、3の次に次のように加える。

4	第十一条の五の規定による取引及び行為の承認				
---	-----------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表農政総務課の項第一号8中「及び第三項」を削り、同号中8を5とし、35を51とし、34を50とし、33を48とし、48の次に次のように加える。

49	第九十五条の四の規定による山梨県農業協同組合中央会の意見の聴取				
----	---------------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表農政総務課の項第二号中32を47とし、31を46とし、30を45とし、29を削り、同号28中「信用事業」の下に「及び共済事業」を加え、「監督上必要な命令」を「業務停止命令等」に改め、同号28を同号44とし、同号27中「信用事業」の下に「及び共済事業」を加え、同号中27を43とし、23から26までを39から42までとし、同号22中「子会社からの報告及び資料の徴収」を「子会社等に対する報告及び資料の提出の要求」に改め、同号22を同号38とし、同号21中「農事組合法人からの報告及び資料の徴収」を「農事組合法人に対する報告の徴収及び資料の提出の命令」に改め、同号21を同号37とし、同号20中「県農業協同組合中央会」を「全国中央会」に改め、同号中20を36とし、19を33とし、33の次に次のように加える。

34	第七十三条第五項の規定による農事組合法人の解散及び清算に係る意見の申述及び囑託調査の実施				
35	第七十三条第六項の規定による農事組合法人の解散及び清算に係る意見の申述				

別表第二の七の表農政総務課の項第一号中18を32とし、17を31とし、16を29とし、29の次に次のように加える。

30	第六十条第二項の規定による関係市町村等との協議				
----	-------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表農政総務課の項第二号中15を28とし、同号14中「仮理事」を「一時理事及び監事の職務を行うべき者」に改め、同号中14を26とし、26の次に次のように加える。

27	第四十条第三項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任				
----	---------------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表農政総務課の項第二号中13を25とし、12を16とし、16の次に次のように加える。

17	第十一条の三十二第三項の規定による農業経営規程の変更及び廃止の承認				
18	第十一条の三十三第三項の規定による共済契約の契約条件の変更の申出の承認				
19	第十一条の三十四の規定による共済契約の解約に係る業務停止命令等				
20	第十一条の三十九第一項の規定による共済調査人の選任				
21	第十一条の三十九第二項の規定による調査事項及び報告期限の設定				
22	第十一条の三十九第三項の規定による共済調査人の解任				
23	第十一条の三十九第四項において準用する民事再生法第六十一条第一項の規定による共済調査人の報酬の決定				
24	第十一条の四十二第一項の規定による契約条件の変更の承認				
15	第十一条の二十九第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更及び廃止の承認				

別表第二の七の表農政総務課の項第二号11中「及び第三項」を削り、同号中11を14とし、14の次に次のように加える。

別表第二の七の表農政総務課の項第二号中10を13とし、同号9中「及び第三項」を削り、同号中9を11とし、11の次に次のように加える。

12	第十一条の二十三第三項の規定による信託規程の変更及び廃止の承認				
6	第十一条の七第三項の規定による共済規程の変更及び廃止の承認				
7	第十一条の十五第一項の規定による価格変動準備金の積立てをしないことの認可				
8	第十一条の十五第二項の規定による価格変動準備金の取崩しの認可				
9	第十一条の二十一第三項の規定による共済計理人に対する説明の要求及び意見の聴取				
10	第十一条の二十二の規定による共済計理人の解任命令				
別表第二の七の表農政総務課の項第九号を次のように改める。 九 農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第百六条第二項の規定による組合の縦覧書類の縦覧の開始の承認（二十七号）の施行に関する事務					
1	第二百二条第七項の規定による組合の業務報告書の提出の承認				
2	第二百六条第二項の規定による組合の縦覧書類の縦覧の開始の承認				

別表第二の七の表花き農水産課の項第九号1中「第五十条第四項」を「第五十九条第

四項」に改め、同号2中「第五十一条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同号3中「第五十一条第二項」を「第六十条第二項」に改め、同号4中「第五十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同号5中「第五十二条第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同号6中「第五十三条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同号7中「第五十四条」を「第六十五条」に改め、同表農業技術課の項に次のように加える。

十六 専門学 校山梨県立 農業大学校 授業料及び 入学検定料 条例（平成 十九年山梨 県条例第五 十二号）の 施行に關す る事務	第五条の規定による授業料の減免	専門学校 農業大学 校長
--	-----------------	--------------------

別表第二の八の表中「土木部」を「県土整備部」に改め、同表土木総務課の項中「土木総務課」を「県土整備総務課」に改め、同項第四号3中「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に改め、同号7中「釜無川流域下水道事務所」を「流域下水道事務所」に、「釜無川流域下水道事務所」を「流域下水道事務所」に改め、同号8を削り、同項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 山梨県景 観条例（平 成二年山梨 県条例第二 十四号）の 施行に關す る事務	1 第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県景観審議会の意見の聴取	
	2 第九条第三項（同条第九項、第十条第三項、第十一条第四項、第十五条第四項及び第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県景観審	

	議會等の意見の聴取	
	3 第九条第六項（同条第九項、第十条第三項及び第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催	
	4 第十四条第一項の規定による景観形成地域内における行為の届出に係る指導及び助言	建設事務 所長
	5 第十四条第二項の規定による景観形成地域内における建築物等に係る指導及び助言	建設事務 所長
	6 第十七条の規定による大規模行為（物品の集積又は貯蔵に限る。）の届出に係る指導及び助言	建設事務 所長
	7 第十九条第三項の規定による国等の公共事業の実施等に関する協力の要請	
	8 第二十条第一項の規定による景観形成住民協定の認定	
	9 第二十条第三項の規定による景観形成住民協定の公表	

別表第二の八の表県土整備総務課の項第五号の次に次のように加える。

六 やまなし の歴史文化 公園に關す る条例（昭	1 第五条第二項及び第四項の規定による歴史文化公園の指定、変更及び解除に係る関係市町村長等の意見の聴取	
-----------------------------------	---	--

和五十九年 山梨県条例 第六号)の 施行に關す る事務	2 第六条第一項の規定による関係市町村 長との協議及び保全活用計画の決定			
	3 第七条の規定による歴史文化公園に關 する標識等の設置			
	4 第八条の規定による歴史文化公園の保 全と活用を確保するための協定の締結			

別表第二の八の表都市計画課の項第三号中4を8とし、3を6とし、6の次に次のよ
うに加える。

7 第十三条の規定による休業日及び利用時間の変更の承 認				建設事務 所長
---------------------------------	--	--	--	------------

別表第二の八の表都市計画課の項第三号2の次に次のように加える。

3 第六条の規定による有料公園施設の利用等の許可				建設事務 所長
4 第七条の規定による都市公園の利用の禁止及び制限				建設事務 所長
5 第八条の規定による許可の取消し及び行為の中止命令 等				建設事務 所長

別表第二の八の表住宅課の項第六号中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第十七条の規定による家賃の減額				
-------------------	--	--	--	--

別表第二の八の表住宅課の項第六号に次のように加える。

5 第三十六条の規定による山梨県警察本部長に対する情 報の提供の依頼				
---------------------------------------	--	--	--	--

別表第二の八の表住宅課の項第七号9を削り、同号8中「第三十一条第二項」を「第
三十一条第一項」に改め、「の額」を削り、同号中8を9とし、7を削り、同号6中
「の額」を削り、同号中6を8とし、5を6とし、6の次に次のように加える。

7 第二十七条第三項の規定による認定の更正				
-----------------------	--	--	--	--

別表第二の八の表住宅課の項第七号4を削り、同号3中「及び第三十一条第三項」を「
第三十一条第三項及び第四十九条」に、「減免」を「家賃等の減免及び徴収猶予」に改
め、同号中3を5とし、2の次に次のように加える。

3 第十五条第二項(第四十八条第二項において準用する 場合を含む。)の規定による収入の額の認定				
4 第十五条第三項(第四十八条第二項において準用する 場合を含む。)の規定による収入の額の認定の更正				

別表第二の八の表住宅課の項第七号10を次のように改める。

10 第三十五条第一項(第四十二条及び第四十九条におい て準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の入居 者等に対する明渡しの請求				
--	--	--	--	--

別表第二の八の表住宅課の項第七号11中「社会福祉事業への活用」を「使用の許可」
に改め、同号11を同号14とし、同号10の次に次のように加える。

11 第三十七条(第四十九条において準用する場合を含 む。)の規定による県営住宅建替事業に係る家賃の減額				
12 第三十八条(第四十九条において準用する場合を含 む。)の規定による公営住宅の除却に伴う家賃の減額				
13 第四十条第三項及び第四項(第四十九条において準用 する場合を含む。)の規定による明渡しの請求を受けた				

入居者から徴収する金銭の額の決定

別表第二の八の表住宅課の項第七号に次のように加える。

15	第四十二条第一項の規定による使用料の額の決定				
16	第四十四条の規定による社会福祉法人等に対する報告の請求				
17	第四十五条の規定による県営住宅の使用の許可の取消し				
18	第四十六条の規定によるみなし特定公共賃貸住宅の使用の許可				
19	第四十八条第一項の規定によるみなし特定公共賃貸住宅の家賃の決定				
20	第五十一条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び入居者に対する指示				
21	第五十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼				

別表第二の八の表住宅課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表住宅課の項第三号4中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同号6を次のように改める。

6	第十条第四項（第二十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県建築士審査会の同意				
---	--	--	--	--	--

別表第二の八の表建築指導課の項第三号中19を32とし、18を31とし、同号17中「第二十三条の七第一項」を「第二十三条の八第一項」に改め、同号中17を30とし、16を23と

し、23の次に次のように加える。

24	第十五条の十七第五項において準用する第十五条の十四第二項の規定による指定の取消し及び二級建築士等試験事務の停止命令				
25	第十五条の十七第五項において準用する第十五条の十四第四項の規定による公示				
26	第十五条の十七第五項において準用する第十五条の十五第一項の規定による二級建築士等試験事務の実施				
27	第十五条の十七第五項において準用する第十五条の十五第二項の規定による公示				
28	第二十三条の三第一項（第二十三条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築士事務所の登録等				
29	第二十三条の四第一項及び第二項（第二十三条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の拒否				

別表第二の八の表建築指導課の項第三号中15を21とし、21の次に次のように加える。

22	第十五条の十七第五項において準用する第十五条の十三第二項の規定による公示				
----	--------------------------------------	--	--	--	--

別表第二の八の表建築指導課の項第三号中14を20とし、10から13までを16から19までとし、同号9を次のように改める。

9	第十五条の十七第五項において準用する第十五条の五第二項（第十五条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による役員等の解任命令				
---	--	--	--	--	--

別表第二の八の表建築指導課の項第三号中9を15とし、8を14とし、7を11とし、11の次に次のように加える。

12	第十五条の十七第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県建築士審査会の意見の聴取			
13	第十五条の十七第五項において準用する第十五条の四第一項及び第三項の規定による公示			

別表第二の八の表建築指導課の項第三号6の次に次のように加える。

7	第十三条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の施行			
8	第十三条の二第一項の規定による合格の取消し及び受験の禁止			
9	第十三条の二第三項の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の禁止			
10	第十五条第三号の規定による受験資格の認定			

別表第二の八の表建築指導課の項第三号に次のように加える。

33	第二十六条の二第一項の規定による建築士事務所の開設者等に対する報告の徴収及び立入検査			
----	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十四号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条第二号中「第九条第一項の規定による調査及び質問」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加え、同条を第五条とする。

イ 第八条の二第一項の規定による保護者に対する出頭要求並びに調査及び質問

ロ 第八条の二第二項（第九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による保護者に対する出頭要求の告知

ハ 第九条第一項の規定による児童の住所等への立入調査及び質問

ニ 第九条の二第一項の規定による保護者に対する再出頭要求並びに調査及び質問

ホ 第九条の三第一項の規定による児童の住所等への臨検及び児童の搜索

ヘ 第九条の三第二項の規定による保護者に対する調査及び質問

ト 第九条の三第三項の規定による資料の提出

チ 第九条の三第五項の規定による許可状の交付

第三条に次の一号を加え、同条を第四条とする。

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（平成六年法律第三十号）第十四条の規定による支援給付の決定

第二条の次に次の一条を加える。

（県立大学長への委任）

第三条 県立大学長に次の事務を委任する。

旧看護大学、旧女子短期大学、旧看護大学短期大学部及び旧高等看護学院に係る修了、卒業及び成績等に関する証明に関すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。